

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
○ 福島県財務規則の一部を改正する規則 一
- 福島県文書等管理規則の一部を改正する規則 一
- 訓 令
- 職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令 一
- 職員の給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令 一
- 職員の職の格付に関する規程の一部を改正する訓令 一
- 福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令 一
- 福島県人事委員会 一
- 職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則 二

規 則

福島県財務規則の一部を改正する規則及び福島県文書等管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第十六号

福島県財務規則の一部を改正する規則

福島県財務規則（昭和三十九年福島県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「福島県農業総合センター浜地域研究所」を「福島県農業総合センター浜地域研究所」に改める。

地域研究所

地域農業再生研究センター」に改める。

別表第八の表中「福島県農業総合センター浜地域研究所

「福島県農業総合センター浜地域研究所

所長 現金取扱員
所長 現金取扱

及び物品取扱員」を「福島県農業総合センター浜地域農業再生研究所 所長 物品取扱員及び物品取扱員 センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

（入札監理課）

福島県規則第十七号

福島県文書等管理規則の一部を改正する規則

福島県文書等管理規則（平成十二年福島県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第二農林水産部の項中「福島県農業総合センター浜地域研究所（農七浜）」を「福島県農業総合センター浜地域研究所（農七浜）」福島県農業総合センター浜地域農業再生研究センター（農七浜再）」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

（文書法務課）

訓 令

福島県訓令第二号

本 庁 機 関
出 先 機 関

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月十五日

福島県知事 内 堀 雅 雄

職員の駐在及び駐在員の服務等に関する規程の一部を改正する訓令

職員の一部を次のように改正する。

別表警戒区域等がその区域内に設定された市町村における営農再開及び農業再生のための調査並びに研究に関する業務に従事する職員の項を削る。

附 則

この訓令は、平成二十八年三月二十一日から施行する。

（行政経営課）

福島県訓令第三号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局
職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月十五日
福島県知事 内 堀 雅 雄

職員給料の特別調整額に関する規程の一部を改正する訓令

職員給料の特別調整額に関する規程（昭和三十六年福島県訓令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表中「農業総合センター研究所分場長」を「農業総合センター研究所分場長 農業総合センター浜地域農業再生研究

センター所長」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第四号

本 庁 機 関
出 先 機 関
労働委員会事務局
職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月十五日
福島県知事 内 堀 雅 雄

職員職の格付に関する規程の一部を改正する訓令

職員職の格付に関する規程（昭和三十七年福島県訓令第八号）の一部を次のように改正する。

別表の研究職給料表格付表中

「 林業研究センター 林業研究センター 部長 部長」

を

林業研究センター

農業総合センター

「 浜地域農業再生研究センター所長 農業総合センター 浜地域農業再生研究センター科長 林業研究センター 部長」

に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

（人事課）

福島県訓令第五号

本 庁 機 関
出 先 機 関
福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成二十八年三月十五日
福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県農林水産技術会議規程の一部を改正する訓令

福島県農林水産技術会議規程（昭和四十四年福島県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表出先機関の出張所等の項中「畜産研究所」を「畜産研究所 浜地域農業再生研究センター」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

（農業振興課）

福島県人事委員会

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第十二号

職員給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員給与の支給に関する規則（昭和三十五年福島県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二知事の事務部局の部出先機関の項中「農業総合センター浜地域研究所長」を

「農業総合センター浜地域研究所長
農業総合センター浜地域農業再生研究センター所長」
に改める。
附 則
この規則は、平成二十八年三月二十二日から施行する。

(採用給与課)